

社会福祉法人 尚生会
通所介護センター グリーンハウスみと
運 営 規 程

目 次

第 1 条 事業の目的	第 10 条 サービス提供にあたっての留意事項
第 2 条 運営の方針	第 11 条 虐待の防止のための措置に関する 事項
第 3 条 実施主体	第 12 条 苦情解決
第 4 条 事業所の名称	第 13 条 ハラスメント対策の強化
第 5 条 職員の職種、員数及び職務内容	第 14 条 感染症対策の強化
第 6 条 営業日及び営業時間	第 15 条 緊急時等における対応方法
第 7 条 利用定員	第 16 条 非常災害対策
第 8 条 サービスの内容及び費用	第 17 条 業務継続に向けた取組の強化
第 9 条 事業の実施地域	第 18 条 その他運営に関する重要事項

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人尚生会が開設する「通所介護センターグリーンハウスみと」が行う通所介護事業及び介護予防デイサービス事業（以下「通所介護事業」という）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態及び事業対象者（介護予防デイサービスにあたっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な通所介護事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 「通所介護センターグリーンハウスみと」は、要介護状態にある高齢者及び障がい者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な介護及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、向上並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることとする。

2 「総合事業・介護予防デイサービスグリーンハウスみと」は、要支援状態にある高齢者及び事業対象者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが継続できるよう、必要な支援及び機能訓練を行うことにより、生活機能の維持及び要介護状態への進行を予防する。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、社会福祉法人尚生会とする。

(事業所の名称)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 「通所介護センターグリーンハウスみと」
- (2) 所在地 茨城県水戸市塩崎町3503番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者1名
管理者は、事業所の従業員及び業務の管理を行う。
- (2) 生活相談員2名以上
生活相談員は、事業所に対する利用の申込みに係る調整、通所介護又は介護予防デイサービス計画の作成等を行う。
- (3) 看護職員2名以上
看護職員は、利用者の心身状態を把握し、必要な日常生活上の看護、介護その他必要な業務にあたる。
- (4) 介護職員5名以上
介護職員は、利用者の心身の状況を把握し、日常生活上の介護、その他必要な業務にあたる。
- (5) 機能訓練指導員1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な心身の機能の維持向上のための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 「月曜日から土曜日」。ただし、8月13日～8月15日、12月31日～1月3日を除く。

(2) 営業時間 「午前8時00分～午後5時00分」

「送迎は含まず、サービス提供時間は午前9時～午後4時15分」

ただし家族送迎の場合、通常の営業時間の範囲内でサービス提供できるものとする。

(利用定員)

第7条 通所介護事業の利用定員は、介護予防デイサービス事業の利用者を含む1日25名を限度とする。

(サービスの内容及び費用)

第8条 通所介護の内容は次の通りとし、通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、市町村が定めた負担割合に準じた額とする。

詳細は、別紙に定める利用料金表の通りとする。

(1) 生活相談、機能訓練、口腔ケア、介護サービス、入浴サービス、認知症ケア、食事サービス、健康状態の確認、介護技術の指導。

(2) 前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から徴収することとする。

ア) 食費

イ) おむつ代

ウ) 複写物の交付

エ) 行事、クラブ活動、その他利用者の選択に基づいて個別に発生する費用

(3) 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ることとする。

(事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は水戸市、大洗町、ひたちなか市、茨城町、鉾田市の区域とする。
ただし総合事業については、水戸市、大洗町の区域とする。

(サービス提供にあたっての留意事項)

第10条 利用者が通所介護の提供を受ける際には次の説明を事前に行うこととする。

(1) 通所介護利用日の利用料金、持参品に関すること。

(2) 各部屋、設備を利用する際の注意事項に関すること。

(3) 利用者の緊急連絡先、主治医に関すること。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 責任者の選定（責任者：管理者）
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年1回）
- (3) 虐待等に対する相談窓口の設置
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（苦情解決）

第12条 通所介護サービスの提供にあたり、利用者からの苦情に適切に対応するために苦情受付窓口を設置する。

- 2 提供した通所介護サービスの関する利用者からの苦情申し立てに対して市町村及び苦情受付機関が行う調査・照会に協力するとともに、助言・指導を受けた場合には必要な改善を行う。

（ハラスメント対策の強化）

第13条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（感染症対策の強化）

第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号における措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年1回以上実施する。

（緊急時等における対応方法）

第15条 通所介護を実施中に、利用者の病状に急変その他、緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医、家族及び市町村介護保険課、担当介護支援専門員等に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者への報告を行う。

（非常災害対策）

第16条 非常災害に関する具体的計画を策定し、防火管理者を配置して毎年度定期的に避難、救出訓練及びその他の必要な訓練を実施する。

（業務継続に向けた取組の強化）

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回以上実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は職員の資質向上を図るため、研修の機会を別紙事業計画書のとおりとする。

- 2 通所介護及び介護予防デイサービス計画の作成と、その計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。
- 3 利用者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずる。
- 4 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるように努める。
- 5 通所介護の職員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密について個人情報保護法、その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し保持する。又通所介護の職員でなくなった後においても、同様とする。
- 6 利用者に対して、事業所が行ったサービス提供に関する諸記録は、解約後5年間は保存する。
- 7 通所介護の利用者は、事業所が加入する社会福祉事業所賠償責任保険の対象者となる。
- 8 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人尚生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

平成17年	10月	1日	一部改正
平成18年	4月	1日	一部改正
平成21年	4月	1日	一部改正
平成23年	4月	1日	一部改正
平成24年	4月	1日	一部改正
平成25年	4月	1日	一部改正
平成26年	4月	1日	一部改正
平成27年	4月	1日	一部改正
平成27年	8月	1日	一部改正
平成29年	4月	1日	一部改正
平成30年	4月	1日	一部改正
令和 元年	10月	1日	一部改正
令和 2年	4月	1日	一部改正
令和 3年	4月	1日	一部改正
令和 3年	9月	1日	一部改正
令和 4年	4月	1日	一部改正

令和	4年	9月	1日	一部改正
令和	4年10月	1日		一部改訂
令和	5年	4月	1日	一部改訂
令和	6年	4月	1日	一部改正
令和	6年	6月	1日	一部改正
令和	7年	4月	1日	一部改正

(運営規定別紙)

通所介護センター グリーンハウスみと
水戸市利用料金表

令和7年4月1日

下記の料金表によって、利用者の要介護・予防区分に応じたサービス利用料金（市町村が定めた負担割合に準じた額）とそれぞれのサービス内容の合計額をお支払い下さい。

1. 介護保険給付対象サービス

＜通所介護＞

（1日の料金）

要介護区分		介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
通常規模	5～6時間未満	570円	673円	777円	880円	984円
	6～7時間未満	584円	689円	796円	901円	1,008円
	7～8時間未満	658円	777円	900円	1,023円	1,148円
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円/日				
入浴		40円/回				
個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ		76円/回				
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ		56円/回				
個別機能訓練加算Ⅱ		20円/月				
ADL維持等加算Ⅱ		60円/月				
科学的介護推進体制加算		40円/月				
若年性認知症利用者受入加算		60円/日				
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		上記、サービス料金の合計 × 9.2%（小数点以下四捨五入）				
地域区分5級地		上記、サービス料金の合計 × 4.5%（小数点以下切捨て）				

＜通所型サービス＞

通所型独自サービス	支援1・事業対象者	支援2・事業対象者
利用料金	1,798円	3,621円
通所型独自サービス 日割	436円	447円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	88円	176円
科学的介護推進体制加算	40円/月	
生活機能向上グループ活動加算	100円/月	
若年性認知症利用者受入加算	240円/月	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	上記、サービス料金の合計 × 9.2%（小数点以下四捨五入）	
地域区分5級地	上記、サービス料金の合計 × 4.5%（小数点以下切捨て）	

2. 介護保険給付対象外サービス

○ 食事代・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・700円

(運営規定別紙)

通所介護センター グリーンハウスみと
水戸市利用料金表(2割負担)

令和7年4月1日

下記の料金表によって、利用者の要介護・予防区分に応じたサービス利用料金(市町村が定めた負担割合に準じた額)とそれぞれのサービス内容の合計額をお支払い下さい。

1. 介護保険給付対象サービス

<通所介護>

(1日の料金)

要介護区分		介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
通常規模	5～6時間未満	1,140円	1,346円	1,554円	1,760円	1,968円
	6～7時間未満	1,168円	1,378円	1,592円	1,802円	2,016円
	7～8時間未満	1,316円	1,554円	1,800円	2,046円	2,296円
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/日				
入浴		40円/回				
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ		76円/回				
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ		56円/回				
個別機能訓練加算Ⅱ		20円/月				
ADL維持等加算Ⅱ		60円/月				
科学的介護推進体制加算		40円/月				
若年性認知症利用者受入加算		60円/日				
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		上記、サービス料金の合計 × 9.2% (小数点以下四捨五入)				
地域区分5級地		上記、サービス料金の合計 × 4.5% (小数点以下切捨て)				

<通所型サービス>

通所型独自サービス	支援1・事業対象者	支援2・事業対象者
利用料金	3,596円	7,242円
通所型独自サービス 日割	872円	894円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88円	176円
科学的介護推進体制加算	40円/月	
生活機能向上グループ活動加算	100円/月	
若年性認知症利用者受入加算	240円/月	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	上記、サービス料金の合計 × 9.2% (小数点以下四捨五入)	
地域区分5級地	上記、サービス料金の合計 × 4.5% (小数点以下切捨て)	

2. 介護保険給付対象外サービス

○ 食事代・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・700円

(運営規定別紙)

通所介護センター グリーンハウスみと
水戸市利用料金表(3割負担)

令和7年4月1日

下記の料金表によって、利用者の要介護・予防区分に応じたサービス利用料金(市町村が定めた負担割合に準じた額)とそれぞれのサービス内容の合計額をお支払い下さい。

1. 介護保険給付対象サービス

＜通所介護＞

(1日の料金)

要介護区分		介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
通常規模	5～6時間未満	1,710円	2,019円	2,331円	2,640円	2,952円
	6～7時間未満	1,752円	2,067円	2,388円	2,703円	3,024円
	7～8時間未満	1,974円	2,331円	2,700円	3,069円	3,444円
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/日				
入浴		40円/回				
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ		76円/回				
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ		56円/回				
個別機能訓練加算Ⅱ		20円/月				
ADL維持等加算Ⅱ		60円/月				
科学的介護推進体制加算		40円/月				
若年性認知症利用者受入加算		60円/日				
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		上記、サービス料金の合計 × 9.2% (小数点以下四捨五入)				
地域区分5級地		上記、サービス料金の合計 × 4.5% (小数点以下切捨て)				

＜通所型サービス＞

通所型独自サービス	支援1・事業対象者	支援2・事業対象者
利用料金	5,394円	10,863円
通所型独自サービス 日割	1,308円	1,341円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88円	176円
科学的介護推進体制加算	40円/月	
生活機能向上グループ活動加算	100円/月	
若年性認知症利用者受入加算	240円/月	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	上記、サービス料金の合計 × 9.2% (小数点以下四捨五入)	
地域区分5級地	上記、サービス料金の合計 × 4.5% (小数点以下切捨て)	

2. 介護保険給付対象外サービス

○ 食事代・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・700円